

土佐清水市避難情報発令の判断・伝達マニュアル

令和3年5月改訂

目 次

1	はじめに	P 1
2	市の責務と住民の避難行動の原則	P 1
3	対象となる災害	P 1
4	避難情報発令の判断に関する関係機関の助言	P 2
5	避難情報の発令区分	P 2
6	避難情報発令の判断基準	P 3
7	避難情報の伝達方法等	P 3
8	地区から避難所までの道程	P 6
9	避難所の開設及び管理運営	P 6
10	地区の世帯数及び人数	P 6
別紙1	避難情報発令の判断基準(洪水等)	P 7
別紙2	避難情報発令の判断基準(土砂災害)	P 13
別紙3	避難情報発令の判断基準(高潮災害)	P 15
別紙4	避難情報発令の判断基準(津波災害)	P 16
別表1	風水害時の避難場所		
別表2	地震津波時の避難場所		
別表3	土佐清水市人口世帯一覧表		
別表4	土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩落)		
別表5	土砂災害警戒区域(土石流)		

土佐清水市避難情報発令の判断・伝達マニュアル

1 はじめに

風水害等の災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合に、差し迫った危険から市民の生命・身体・財産を守るため、迅速・的確な判断を行うための避難情報発令の判断基準及び適切な避難体制並びに情報伝達の確立のために、内閣府が策定した「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月策定)に基づき、避難情報発令の判断・伝達マニュアルを策定することとする。

なお、本マニュアルは現時点での知見に基づいたものであり、今後も最新の制度・基準等に基づいて、適宜見直しを行うものとする。

2. 市の責務と住民の避難行動の原則

災害対策基本法において、市町村が発令する避難情報には強制力は伴っていない。これは、一人ひとりの命を守る責任は行政にあるのではなく、最終的には個人にあるという考え方に立っているからであり、市の責務としては、住民一人ひとりが避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供することである。

住民の避難行動の原則としては、市等からの情報を参考に、「自分の命は自分で守る」という考え方のもとに、身の危険を感じた場合には、自分の判断で避難行動をとることである。

3 対象となる災害

(1) 洪水等

- ① 河川において、堤防から水があふれたり(越水)、堤防が決壊したりした場合に、河川から氾濫した水の流れが直接家屋の流出をもたらすおそれがある場合
- ② 山間部等の川の流れが速いところで、洪水により川岸が浸食されるか、氾濫した水の流れにより、川岸の家屋の流失をもたらすおそれがある場合
- ③ 氾濫した水の浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、2階建て以上の建物でさらに浸水の深さが最上階の床の高さを上回ることにより、屋内に留まる安全確保では、身体に危険が及ぶ可能性のある場合
- ④ 人が居住・利用等している地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合
- ⑤ ゼロメートル地帯のように浸水が長時間継続するおそれがある場合

(2) 土砂災害

- ① 背後等に急傾斜地があり、降雨により崩落し、被害のおそれがある場合
- ② 土石流が発生し、被害が予想される場合
- ③ 地すべりが発生し、被害が予想される場合

(3) 高潮災害

- ① 高潮時の越波や浸水により、家屋の流失をもたらす場合
- ② 浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、2階建て以上の建物で浸水の深さが最上階の床の高さを上回ることにより、屋内安全確保をとるのみでは命に危険が及ぶおそれがある場合
- ③ 人が居住・利用等している地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合
- ④ ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続するおそれがある場合

(4) 津波災害

- ① 津波による浸水が予想される場合
- ② 津波により浸水しないものの、沿岸部や沿岸近くの海中で津波の強い流れにより人が流されるなどの被害のおそれがある場合

4 避難情報発令の判断に関する関係機関の助言

市長は避難情報発令の判断に際し、指定行政機関や都道府県等に助言を求めることができる。

- (1) 洪水 二級河川:高知県、県幡多土木事務所
- (2) 土砂災害 国土交通省砂防所管事務所、高知県、県幡多土木事務所
- (3) 津波・高潮 高知県、県幡多土木事務所、国土交通省港湾事務所及び一部の河川事務所
- (4) 気象、高潮、地震、津波 管区・高知地方気象台

5 避難情報等と居住者がとるべき行動

避難情報の発令区分は、以下のとおりとする。

区分	発令(発表)される状況	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後気象状況悪化のおそれ 具体的には大雨等について、警報級の現象が5日先までに予想される、警報が発表される可能性がある又は高い場合に発表される情報。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最新の情報に注意し、災害への心構えを高める。 ・ 自主的な避難先(親戚・知人宅やホテル等)の調整や、時間を要する準備について自らの判断で自主的に進めておく。
【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象状況悪化 気象状況が悪化している状況において、気象庁から市町村単位を基本として発表される情報。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハザードマップ等により自宅の災害リスク、指定避難場所や避難経路、避難のタイミングや避難情報の把握手段を再確認するなど、避難行動に備え自らの避難行動を確認する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害のおそれあり 災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、市長から居住者等に対し発令される情報。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ・ 具体的にとるべき避難行動は「立退き避難」を基本とし、洪水及び高潮に対してはハザードマップ等により屋内で実の安全を確保できるか確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも可能。 ・ 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせたり、避難の準備や自主的に避難するタイミングであり、早めの避難が望ましい場所の居住者はこのタイミングで自主的に避難が望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害のおそれ高い 災害リスクのある区域の居住者等が危険な場所から避難するべき状況において、市長から必要と認める居住者等に対し発令される情報。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居住者等は危険な場所から避難する。 ・ 具体的にとるべき避難行動は「立退き避難」を基本とし、洪水及び高潮に対してはハザードマップ等により屋内で実の安全を確保できるか確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも可能。
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生ま又は切迫 身の安全を確保するために指定避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市長が特に促したい場合に発令される情報。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居住者等は命の危険があることから直ちに実の安全を確保する。 ・ ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を市が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は市長から必ず発令される情報ではない。このため、このような状況に至る前の高齢者等避難や避難指示が発令されたタイミングで避難することが極めて重要である。

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、**避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、住宅や隣接建物の2階等に避難することもある。**

6 避難情報の判断基準

(1) 発令の判断基準

土佐清水市の避難情報は、空振りをおそれずに、早めに出すことを基本とし、別紙1～4によるものとする。ただし、発令の判断基準については、**自然現象を対象とするため、想定以上又は想定外の事態も発生しうるため、各種防災情報、現地状況等を収集し総合的な判断をおこない、発令する。**

- | | | |
|---------------------|----|-----|
| ① 洪水等の避難情報の発令の判断基準 | …… | 別紙1 |
| ② 土砂災害の避難情報の発令の判断基準 | …… | 別紙2 |
| ③ 高潮の避難情報の発令の判断基準 | …… | 別紙3 |
| ④ 津波の避難情報の発令の判断基準 | …… | 別紙4 |

(2) 発令の解除

土佐清水市の避難情報の発令解除については、**上記①～④の発令時の状況が解除され、人的被害の発生する危険性が無くなった場合に解除を行う。**

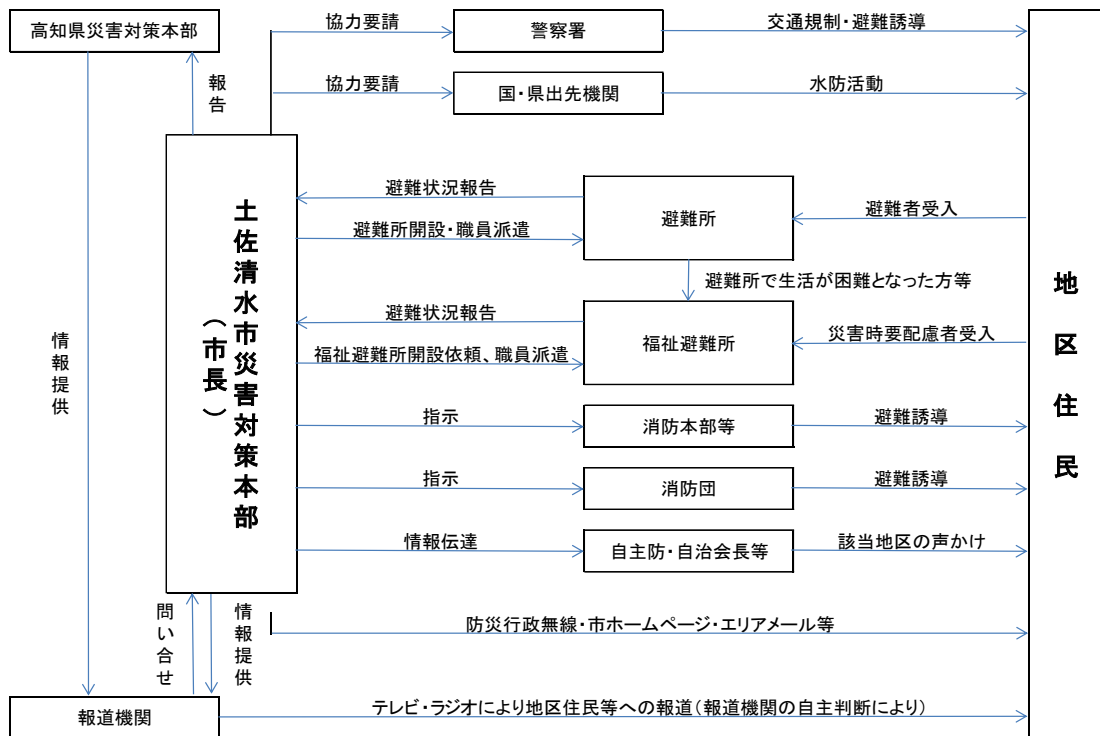
7 避難情報の伝達方法等

(1) 避難情報の住民への伝達手段

- ① 防災行政無線による広報
- ② 土佐清水市ホームページによる広報
- ③ エリアメール等を活用した広報
- ④ 消防団等による該当地区への広報等
- ⑤ テレビ・ラジオ等の報道関係による広報
- ⑥ 自主防災組織・自治会等への情報伝達及び自主防災組織・自治会等から地区住民への周知等の依頼

(2) 避難情報の伝達系統

避難情報の伝達系統(例)



(3) 避難情報の伝達内容及び伝達方法等

① 防災行政無線の音声により、住民に対して避難情報の伝達を行う。

《【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文例(住民あて)》

こちらは、防災土佐清水市です。●時●分に●●地区に対して、

【例1】「台風▲▲号により■川が増水し氾濫の恐れがある水位に近づいているため、警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。」

【例2】「大雨により土砂災害が発生するおそれがあるため、警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。」

【例3】「高潮氾濫が発生するおそれがあるため、警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。」

《【警戒レベル4】避難指示の伝達文例(住民あて)》

こちらは、防災土佐清水市です。●時●分に●●地区に対して、

【例1】「台風▲▲号により■川が増水し氾濫の恐れが高まったため、警戒レベル4、避難指示を発令しました。避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。」

【例2】「大雨により土砂災害の危険性が高まったため、警戒レベル4、避難指示を発令しました。避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。」

【例3】「高潮氾濫が発生するおそれが高まったため、警戒レベル4、避難指示を発令しました。避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。」

《【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文例(住民あて)》

こちらは、防災土佐清水市です。●時●分に●●地区に対して、

(河川氾濫が切迫している状況)

【例1】「台風▲▲号により■川が増水し既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります！警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。」

(土砂災害発生が切迫している状況)

【例2】「土佐清水市に大雨特別警報(土砂災害)が発表され、土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況であるため、警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。」

(高潮氾濫が切迫している状況)

【例3】「○○地区に高潮氾濫発生情報が発表され、まもなく高潮氾濫が発生するため、警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。」

(河川氾濫を確認した状況)

【例1】「台風▲▲号により■川が氾濫したため、警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。」

(土砂災害発生を確認した状況)

【例2】「○○地区で土砂災害が発生したため、警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。」

(高潮氾濫発生を確認した状況)

【例3】「○○地区で高潮氾濫が発生したため、警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。」

② 県への避難情報の報告

災害対策基本法第60条に基づく、県への避難情報の発令及び解除の報告については、高知県総合防災情報システムへ入力することにより行う。

(4) 伝達先チェックリスト

避難情報の伝達系統により、関係者等に情報伝達を行う場合は、下記のチェックリストにより、伝達手段・伝達先に漏れないか確認を行う。

《住民等への伝達》

- 防災行政無線での周知
- 市ホームページ等への掲載
- エリアメール
- 消防団・消防車両による周知
- テレビ・ラジオ等による周知
- 自主防災組織及び区長への電話等の連絡

《防災関係機関への伝達》

- 県危機管理部危機管理・防災課
- 中村警察署清水警察庁舎
- 県幡多土木事務所土佐清水事務所
- 土佐清水市消防本部

8 地区から避難所までの道程(住宅地図)

避難所までの道程については、それぞれの地域で作成する。

9 避難所の開設及び管理運営

(1) 避難所の開設

- ① 高齢者等避難、避難指示により住民が避難を開始した場合には、市長は速やかに必要な避難所を開設する。
(道路冠水等により道路が通行できなくなる地域には、職員の事前配備を検討する)
- ② 指定する避難施設については、施設管理者へあらかじめ市長からその旨を通知し、了承を得ておくものとする。
- ③ 避難所を開設するときは、速やかにその旨を施設管理者に連絡し、円滑な避難所開設を行う。

(2) 避難所の管理運営

- ① 避難所を開設する際には、市長は直ちに市職員を当該避難所へ派遣し、避難住民の保護に当たらせる。
- ② 避難所に派遣された市職員は、区長や自主防災組織会長等と協力し、避難住民の実態把握と保護に当たるものとし、市(災害対策本部)とは情報連絡を密に行う。
- ③ 避難所に派遣された市職員は、避難所開設状況(報告時間、避難世帯数、氏名、年齢、性別等)を記録し、避難者名簿を作成する。

(3) 避難所の閉鎖

市長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認める場合は、避難所の閉鎖を決定し指示を行う。ただし、避難者のうち帰宅困難な者がある場合については、避難所を縮小して存続させる等の措置をとる。

(4) 避難所一覧表

指定する避難所については、風水害時の避難所は別表1、地震津波時の避難所は別表2のとおりとする。

10 地区の世帯数及び人数

土佐清水市の世帯数及び人数は別表3のとおり。

避難情報発令の判断基準(洪水等)

ア. 避難すべき区域

具体的な基準を作成する河川周辺集落

- 下ノ加江川 下浦・船場・長野・小方・市野々・市野瀬
- 益野川 上野・下益野・浜益野
- 宗呂川 下川口郷・下川口浦・宗呂上・宗呂下・坂井・有永・珠々玉

イ. 避難情報発令を判断する情報

避難情報は、以下の基準を参考に、今後の気象予測、河川巡視者からの報告等を含めて総合的に判断して発令する。

- (1) 水位の実況値
- (2) 水位上昇の見込み
 - ・上流の水位(上流地点に水位観測所がある場合)
 - ・洪水警報の危険度分布
 - ・流域雨量指数の予測値
 - ・実況雨量や予測雨量(流域平均雨量、代表地点の雨量等)
- (3) 台風情報、洪水警報等
- (4) 堤防等の施設に係る情報

(指定河川洪水情報)

レベル	水位	発表する警報等の名称	
1	水防団待機水位 ※1		
2 注意	はん濫注意水位 ※2	〇〇川はん濫注意情報	警戒レベル2相当
3 警戒	避難判断水位 ※3	〇〇川はん濫警戒情報	警戒レベル3相当
4 危険	はん濫危険水位 ※4	〇〇川はん濫危険情報	警戒レベル4相当
5 発生	はん濫の発生	〇〇川はん濫発生情報	警戒レベル5相当

- ※1 水防団待機水位 水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位
- ※2 はん濫注意水位 法崩れ、洗掘、漏水など災害が発生する危険性がある水位
- ※3 避難判断水位 避難情報の発令判断の目安
- ※4 はん濫危険水位 はん濫等により重大な災害が起こるおそれがある水位

ウ. 発令基準設定の考え方

避難情報に関するガイドライン(水位周知河川)

<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>① 避難判断水位(レベル3水位)は、要配慮者の避難に要する時間等を考慮して設定された水位であることから、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。</p> <p>② 避難判断水位(レベル3水位)に到達する前であっても、河川管理者と相談の上、一定の水位を設定しておき、その水位を超え、急激な水位上昇のおそれがある場合には、高齢者等避難を発令する。</p> <p>③ 急激な水位上昇が見込まれるため要配慮者の避難に要する時間等を考慮して避難判断水位(レベル3水位)が設定できないなど氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(レベル4水位)以外の水位が設定されていない河川については、洪水警報の危険度分布(流域雨量指数の予測値)や雨量情報による降雨の見込みを、高齢者等避難の発令の参考とすることも考えられる。</p> <p>④ 堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合(越水)に限らず、堤防の浸透・浸食等が発見された場合は、高齢者等避難の判断材料とする。</p> <p>⑤ 前線や台風等により、夜間・未明に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点における高齢者等避難の発令の判断材料とする。</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>① 氾濫危険水位(特別警戒水位)(レベル4水位)は、河川水位が相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれのある水位であることから、この水位に達した段階を発令基準の基本とする。</p> <p>② 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(レベル4水位)に到達する前であっても、河川管理者と相談の上、一定の水位を設定しておき、その水位を超え、さらに急激な水位上昇のおそれがある場合には、避難指示を発令する。</p> <p>③ 堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合(越水)に限らず、堤防の浸透・浸食等も考えられる。このため、水防団等からの報告によって堤防の異常な漏水・浸食等が発見された場合、避難指示の判断材料とする。</p> <p>④ 前線や台風等により、夜間・未明に避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点における避難指示の発令の判断材料とする。</p> <p>他方、避難情報を発令していないなか急速な状況の悪化等により発令基準に該当した場合は、躊躇なく避難指示を発令する。</p> <p>⑥ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される状況で気象庁から暴風警報が発表された場合、避難指示の発令の判断材料とする。</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>① 河川の水位が堤防を越える場合には決壊につながるものが想定されるため、緊急安全確保の判断材料とする。具体的には、水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合。</p> <p>② 堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合(越水)に限らず、堤防の浸透・侵食等も考えられる。このため、水防団等からの報告によって堤防に漏水、浸食の進行、亀裂・すべり等異常現象が確認され、かつ堤防決壊等の氾濫に直結するような重篤な異常が発見した場合は、緊急安全確保の発令の判断材料とする。</p> <p>③ 水防団からの報告等によって決壊や越水・溢水を把握した場合は、命の危険があり緊急的に身の安全を確保するよう促す必要があるため、緊急安全確保の発令の判断材料とする。(水位到達情報の氾濫発生情報(警戒レベル5 相当情報[洪水])は必ず発表されるものではない。)</p>

エ. 具体的な発令基準

下ノ加江観測所 (下ノ加江川)	【警戒レベル3】 高齢者等避難	① 避難判断水位[3.50m](レベル3水位)に到達した場合 (満潮時間・上流域の時間雨量・積算雨量を踏まえ、現地水防団の意見を参考に判断)
		② 堤防の浸透・浸食等が発見された場合 ③ 前線や台風等により、夜間・未明に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合
	市役所に警戒体制・災害対策本部(部長体制)職員参集、下ノ加江川流域に対して発令	
	【警戒レベル4】 避難指示	① 氾濫危険水位[3.90m](レベル4水位)に到達した場合 (満潮時間・上流域の時間雨量・積算雨量を踏まえ、現地水防団の意見を参考に判断)
		② 堤防の異常な漏水・浸食等が発見された場合 ③ 強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される状況で気象庁から暴風警報が発表された場合
	市役所に警戒体制・災害対策本部(部長体制)・第1配備職員参集、下ノ加江川流域に対して発令	
【警戒レベル5】 緊急安全確保	① 水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合	
	② 水防団等からの報告によって堤防に漏水、浸食の進行、亀裂・すべり等異常現象が確認され、かつ堤防決壊等の氾濫に直結するような重篤な異常を発見した場合	
市役所に警戒体制・災害対策本部(部長体制)・第1配備・第2配備職員参集、下ノ加江川流域に対して発令		

※ 三原村の雨量が2～3時間後に下ノ加江川の水位に影響する事を考慮する。

※ 下ノ加江港の潮位(満潮・干潮)を考慮する。

下ノ加江の雨量が少ない場合でも、水位上昇の可能性があるので、総合的な判断が必要。

益野観測所 (益野川)	【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>① 避難判断水位[3.20m](レベル3水位)に到達した場合 (満潮時間・上流域の時間雨量・積算雨量を踏まえ、現地水防団の意見を参考に判断)</p> <p>② 堤防の浸透・浸食等が発見された場合</p> <p>③ 前線や台風等により、夜間・未明に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合</p>
		市役所に警戒体制・災害対策本部(部長体制)職員参集、益野川流域に対して発令
	【警戒レベル4】 避難指示	<p>① 氾濫危険水位[3.40m](レベル4水位)に到達した場合 (満潮時間・上流域の時間雨量・積算雨量を踏まえ、現地水防団の意見を参考に判断)</p> <p>② 堤防の異常な漏水・浸食等が発見された場合</p> <p>③ 強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される状況で気象庁から暴風警報が発表された場合</p>
	市役所に警戒体制・災害対策本部(部長体制)・第1配備職員参集、益野川流域に対して発令	
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>① 水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合</p> <p>② 水防団等からの報告によって堤防に漏水、浸食の進行、亀裂・すべり等異常現象が確認され、かつ堤防決壊等の氾濫に直結するような重篤な異常を発見した場合</p>	
	市役所に警戒体制・災害対策本部(部長体制)・第1配備・第2配備職員参集、益野川流域に対して発令	

宗呂上観測所 (宗呂川)	【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>① 避難判断水位[3.60m](レベル3水位)に到達した場合 (満潮時間・上流域の時間雨量・積算雨量を踏まえ、現地水防団の意見を参考に判断)</p> <p>② 堤防の浸透・浸食等が発見された場合</p> <p>③ 前線や台風等により、夜間・未明に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合</p>
		市役所に警戒体制・災害対策本部(部長体制)職員参集、宗呂川流域に対して発令
	【警戒レベル4】 避難指示	<p>① 氾濫危険水位[4.00m](レベル4水位)に到達した場合 (満潮時間・上流域の時間雨量・積算雨量を踏まえ、現地水防団の意見を参考に判断)</p> <p>② 堤防の異常な漏水・浸食等が発見された場合</p> <p>③ 強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される状況で気象庁から暴風警報が発表された場合</p>
	市役所に警戒体制・災害対策本部(部長体制)・第1配備職員参集、宗呂川流域に対して発令	
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>① 水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合</p> <p>② 水防団等からの報告によって堤防に漏水、浸食の進行、亀裂・すべり等異常現象が確認され、かつ堤防決壊等の氾濫に直結するような重篤な異常を発見した場合</p>	
	市役所に警戒体制・災害対策本部(部長体制)・第1配備・第2配備職員参集、宗呂川流域に対して発令	

下川口観測所 (宗呂川)	【警戒レベル3】 高齢者等避難	① 避難判断水位[3.00m](レベル3水位)に到達した場合 (満潮時間・上流域の時間雨量・積算雨量を踏まえ、現地水防団の意見を参考に判断) ② 堤防の浸透・浸食等が発見された場合 ③ 前線や台風等により、夜間・未明に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合 市役所に警戒体制・災害対策本部(部長体制)職員参集、宗呂川流域に対して発令
	【警戒レベル4】 避難指示	① 氾濫危険水位[3.40m](レベル4水位)に到達した場合 (満潮時間・上流域の時間雨量・積算雨量を踏まえ、現地水防団の意見を参考に判断) ② 堤防の異常な漏水・浸食等が発見された場合 ③ 強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される状況で気象庁から暴風警報が発表された場合 市役所に警戒体制・災害対策本部(部長体制)・第1配備職員参集、宗呂川流域に対して発令
	【警戒レベル5】 緊急安全確保	① 水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合 ② 水防団等からの報告によって堤防に漏水、浸食の進行、亀裂・すべり等異常現象が確認され、かつ堤防決壊等の氾濫に直結するような重篤な異常を発見した場合 市役所に警戒体制・災害対策本部(部長体制)・第1配備・第2配備職員参集、宗呂川流域に対して発令

㏍ 避難が必要な状況が夜間・未明になった場合

- (1) 基本的に夜間・未明であっても、躊躇することなく避難情報を発令する。
- (2) 降水短時間予報(6時間先までの各1時間雨量)、大雨警報・注意報の文中に記載される注意警戒期間、気象情報(予測される24時間雨量)を判断材料とする。
- (3) 過去の洪水で、流域平均雨量がどの程度で氾濫危険水位に到達する可能性があるのかを認識する必要がある。

㏎ 避難情報の解除の考え方

避難情報の解除については、水位がはん濫危険水位及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除するものとする。

また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からのはん濫のおそれなくなった段階を基本として、解除するものとする。

避難情報発令の判断基準(土砂災害)

ア. 避難すべき区域

・土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩落・土石流)	484箇所	(令和3年3月現在 別表4、5)
・急傾斜崩壊危険箇所	294箇所	
・土石流危険溪流	190箇所	
	計	484箇所 被害が予想される箇所

イ. 避難情報発令を判断する情報

- | | |
|----------------------|------------------------------|
| (1) 大雨警報(土砂災害) | 高齢者等避難の発令基準例 |
| (2) 土砂災害警戒情報 | 避難指示の発令基準例 |
| (3) 大雨警報(土砂災害)の危険度分布 | 避難情報の発令基準例 |
| ・極めて危険 (濃い紫) | 実況値がすでに土砂災害警戒情報の判断基準以上 |
| ・非常に危険 (うす紫) | 2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の判断基準以上 |
| ・警戒(赤) | 2時間先までの予測値が大雨警報(土砂災害)の判断基準以上 |
| ・注意(黄) | 2時間先までの予測値が大雨注意報の判断基準以上 |
| ・今後の情報に留意(無色) | 2時間先までの予測値が大雨注意報の判断基準未満 |
| (4) 土砂災害危険度情報 | 避難情報の発令基準例 |
| (5) 大雨特別警報(土砂災害) | 緊急安全確保の発令基準例 |

ウ. 具体的な発令基準

<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>① 大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[土砂災害])(2～3時間先までに大雨警報の土壌雨量指数基準に到達)となった場合。</p> <p>② 土砂災害の危険度分布において「警戒(赤)」のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合。</p> <p>③ 事前通行規制や冠水等によって、土砂災害警戒区域等からの避難経路の安全な通行が困難となる場合。</p> <p>④ 前線や台風等により、夜間・未明に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点における高齢者等避難の発令の判断材料とする。</p> <p>市役所に警戒体制・災害対策本部(部長体制)職員参集、土砂災害が危険な区域に対して発令</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>① 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合。</p> <p>② 土砂災害の危険度分布において「非常に危険(うす紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合。</p> <p>③ 土砂災害の危険度分布のうち、一つのメッシュでも「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])の状態になると、土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表されることとなるため、警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>④ 前線や台風等により、夜間・未明に避難指示を発令するような状況(発令基準例1～2に該当する場合等)が想定される場合には、その前の夕刻時点における避難指示の発令の判断材料とする。</p> <p>他方、避難情報を発令していないなか急速な状況の悪化等により夜間・未明になって発令基準例①～③に該当した場合は、躊躇なく避難指示の発令の判断材料とする。</p> <p>⑤ 避難指示の発令が必要となる(発令基準例①～③に該当する場合等)ような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合、気象庁から暴風警報が発表され次第可能な限り速やかに避難指示の発令の判断材料とする。(暴風警報の発表後3時間後には暴風となるおそれがある)</p> <p>⑥ 土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合、土砂災害警戒区域等以外の区域であったとしても、前兆現象が発見された箇所や周辺区域を躊躇なく避難指示の対象区域とする。</p> <p>市役所に警戒体制・災害対策本部(部長体制)・第1配備職員参集、土砂災害が危険な区域に対して発令</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>① 大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])は、人命を脅かす極めて危険な土砂災害が既に発生している蓋然性が高い状況で発表する情報であることから、大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])の発表を緊急安全確保の発令の判断材料とする。</p> <p>② 土砂災害の危険度分布において「極めて危険(濃い紫)」(実況で土砂災害警戒情報の基準に到達)のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ緊急安全確保の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に緊急安全確保を発令する。</p> <p>③ 家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害の発生が確認された場合を緊急安全確保の発令の判断材料とする。土砂災害警戒区域等以外の区域における災害の発生であっても、土砂災害の発生した箇所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、直ちに緊急安全確保として災害の発生を伝え、命の危険があるので緊急的に身の安全を確保するよう指示する。</p> <p>役所に警戒体制・災害対策本部(部長体制)・第1配備職員参集・第2配備職員参集、土砂災害が危険な区域に対して発令</p>

オ. 避難が必要な状況が夜間・未明になった場合

基本的に夜間であっても、躊躇することなく避難情報は発令する。

カ. 避難情報の解除の考え方

避難情報の解除について、当該地域の土砂災害警戒情報が解除された段階を基本として、解除するものとする。ただし、土砂災害が発生した場合には、慎重に解除判断を行う必要がある。

避難情報発令の判断基準(高潮災害)

ア. 避難すべき区域

土佐清水市沿岸区域

イ. 具体的な発令基準

避難情報は、以下の基準を参考に、今後の気象予測、海岸巡視者からの報告等を含めて総合的に判断して発令する。

<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>① 高潮注意報が発表され、なおかつ警報に切り替わる可能性が高いと言及されている場合等、その後の台風等の接近に伴い警戒レベル4避難指示を発令する可能性がある場合。 ② 台風情報で発表される、台風の強さ、位置、暴風域の範囲等の予報を判断材料として、高齢者等避難を発令する。 ③ 台風等の接近により、夜間・未明に警戒レベル3高齢者等避難を発令するような状況(発令基準例1～2に該当する場合等)が想定される場合には、その前の夕刻時点における高齢者等避難の発令の判断材料とする。 ④ 特別警報の発表は台風上陸 12 時間前からであるが、上陸 24時間前に、特別警報発表の可能性について、府県気象情報や気象庁の記者会見等で言及する場合がある。このような場合には高齢者等避難を発令する。</p>
	<p>市役所に警戒体制・災害対策本部(部長体制)職員参集、沿岸地域に対して発令</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>① 高潮警報(警戒レベル4相当情報[高潮])、あるいは高潮特別警報(警戒レベル4相当情報[高潮])が発表された場合に、避難指示を発令することを基本とする。 ② 台風等の接近により、夜間・未明に警戒レベル4避難指示を発令するような状況(発令基準例1に該当する場合等)が想定される場合には、その前の夕刻時点における避難指示の発令の判断材料とする。 ③ 高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能と言及されている場合、その前の夕刻時点における警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。</p>
	<p>市役所に警戒体制・災害対策本部(部長体制)・第1配備職員参集、沿岸地域に対して発令</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保 (災害が発生直前又は既に発生しているおそれ)</p>	<p>① 水門・陸閘等を閉めなければいけない状況だが閉まらないなど、施設の異常が確認された場合を、緊急安全確保の発令の判断材料とする。 ② 潮位が危険潮位を超える場合、浸水が発生しているおそれがあることから、その場合を緊急安全確保の発令の判断材料とする。 水位周知海岸において、高潮特別警戒水位に到達し、高潮氾濫発生情報が発表された場合、高潮による浸水の発生が切迫している状況であることから、その場合を緊急安全確保の発令の判断材料とする。</p>
	<p>市役所に警戒体制・災害対策本部(部長体制)・第1配備職員参集、沿岸地域に対して発令</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保 (災害発生を確認)</p>	<p>① 高潮による海岸堤防等の倒壊や異常な越波・越流を把握した場合を緊急安全確保の発令の判断材料とする。 ② 水位周知海岸において氾濫発生が確認された場合も同様である。 市役所に警戒体制・災害対策本部(部長体制)・第1配備職員参集・第2配備職員参集、沿岸地域に対して発令</p>

ウ. 避難情報の解除の考え方

- (1) 当該地域の高波警報が解除された段階を基本として、解除するものとする。
- (2) 浸水被害が発生した場合の解除については、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

避難情報発令の判断基準(津波災害)

ア. 避難すべき区域

土佐清水市沿岸地域

- 下ノ加江地区 立石、東谷、布郷、布浦、下浦、船場、小方、市野々、長野、鍵掛、久百々
- 半島地区 大岐、以布利、窪津、足摺岬、松尾、大浜、中浜、浦尻、厚生町、加久見、養老、松崎
- 市街地地区 戎町、市場町、本町、栄町、寿町、小江町、浜町、汐見町、越前町、幸町、天神町、中央町、元町、旭町、緑ヶ丘、西町
- 三崎地区 三崎浦、竜串、爪白、平ノ段、下ノ段、下益野、浜益野
- 下川口地区 下川口郷、下川口浦、片粕、齒朶ノ浦、貝ノ川郷、貝ノ川浦、大津

イ. 避難情報発令を判断する情報

	予想される津波の高さ区分	発表される津波の高さ	
		数値	定性的表現
大津波警報	10m ~	10m超	巨大
	5m ~ 10m	10m	
	3m ~ 5m	5m	
津波警報	1m ~ 3m	3m	高い
津波注意報	20cm ~ 1m	1m	(表記しない)

ウ. 発令基準設定の考え方

どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。また、緊急安全確保は 基本的には発令しない。

- ① 大津波警報 最大クラスの津波により浸水が想定されている地域を対象とする
- ② 津波警報 海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、津波の浸水が想定される地域を対象とする。
- ③ 津波注意報 漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等により海側の区域を対象とする

エ. 具体的な判断基準

注意喚起	(遠地地震の場合の避難情報)
	我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように到達までに相当の 時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。市町村は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、必要に応じて高齢者等避難の発令を検討するものとする。 市役所に警戒体制職員参集、市内全域に対して沿岸部からの避難を促す
避難指示	①~②のいずれか1つに該当する場合に避難指示を発令するものとする。 ① 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表 ② 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることできない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くても1分程度以上の長い揺れを感じた場合
	(津波警報が発表された場合) 市役所に警戒体制・災害対策本部(部長体制)・第1配備職員参集、沿岸地域に対して避難指示を発令
	(大津波警報が発表された場合) 市役所に全職員参集、沿岸地域に対して避難指示を発令

オ. 避難情報の解除の考え方

- (1) 当該地域の津波警報、津波注意報が全て解除された段階を基本として、解除するものとする。
- (2) 浸水被害が発生した場合の解除については、津波警報等が全て解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

風水害時の避難所

【避難所①】

台風の接近が予想される場合等で、避難者の受け入れに備えて開設する避難所

避難所	対象地区
中央公民館	市街地・半島地区
下ノ加江市民センター	下ノ加江地区
三崎市民センター	三崎地区
下川口市民センター	下川口地区

【避難所②】

台風等による被害の可能性が大きいと予想された場合に、避難所①以外に避難者の受け入れを行う避難所
(被害状況により開設を行う避難所を決定)

区分	避難所	耐震	津波	特設電話	対象地区
下ノ加江地区	旧立石小学校	○	○	○	立石
	布福祉センター				東谷・布浦・布郷
	旧布小学校(校舎・体育館)				
	下ノ加江保育園	○			下浦・船場・小方・市野々・市野瀬・大川内・長野・鍵掛・久百々・大八
	下ノ加江小学校(体育館)	○		○	
	下浦青年会館			○	
	下ノ加江地区防災コミュニティセンター	○	○		下ノ加江地区全域
半島地区	大岐福祉センター				大岐
	幡陽小学校(体育館)		○		以布利
	旧清水中学校(体育館)	○			浦尻・厚生町
	窪津小学校(校舎)	○	○		窪津・津呂
	足摺岬小学校(体育館)	○	○	○	足摺岬
	足摺岬保育園	○	○		足摺岬
	旧松尾小学校(体育館)	○	○	○	松尾
	旧中浜小学校(体育館)	○	○	○	大浜・中浜
旧養老小学校(体育館)	○	○	○	松崎・養老	
市街地地区	清水小学校(体育館)	○	○	○	加久見・横道・小江町・浜町・汐見町・越前町・戎町・市場町・本町・栄町・寿町・幸町・天神町・中央町・元町・旭町・緑ヶ丘・西町・グリーンハイツ
	清水中学校(体育館)	○	○		
	市民体育館	○	○	○	
	きらら清水保育園	○	○		
三崎地区	旧益野小学校(体育館)				下益野・浜益野・上野
	三崎小学校(体育館)	○		○	三崎浦・平ノ段・下ノ段・斧積
	竜串福祉センター				竜串・爪白
	竜串ふれあいセンター				
	三崎地区防災コミュニティセンター	○	○		三崎地区全域
下川口地区	下川口小学校(体育館)	○		○	下川口郷・下川口浦・片粕・木ノ川
	貝ノ川小学校(校舎)	○			貝ノ川郷・貝ノ川浦・大津・鳥淵・銚ノ平・藤ノ川・齒朶ノ浦・松山・横峯
	旧宗呂小学校体育館	○	○		宗呂上・宗呂下・有永・珠々玉・坂井

※ 配備職員がスペアキーを利用してカギをあける事を基本とするが、地震感知型防災BOXを設置している避難所は、震度5弱BOXが解除される仕組みとなっているので、各避難所運営マニュアルに沿って鍵を入手することができる。

一日後の避難者想定数 6,165人

地震津波時の避難所

【避難所】

南海トラフ地震の津波浸水域外にある施設であり、かつ耐震性がある建物である公共機関

区分	避難場所	耐震	津波	特設電話	面積	収容(見込)	備考
下ノ加江地区	旧立石小学校	○	○	○	275.40㎡	112人	
	下ノ加江地区防災コミュニティセンター	○	○		218.50㎡	89人	
半島地区	幡陽小学校(校舎)	○	○		605.00㎡	246人	
	消防庁舎	○	○		297.00㎡	119人	
	旧窪津小学校(校舎)	○	○	○	486.30㎡	200人	
	足摺岬小学校(体育館)	○	○	○	358.40㎡	144人	
	足摺岬保育園	○	○		152.80㎡	63人	
	旧松尾小学校(体育館)	○	○	○	353.00㎡	141人	
	旧中浜小学校(体育館)	○	○	○	357.20㎡	143人	
	旧養老小学校(体育館)	○	○	○	356.00㎡	143人	
市街地地区	清水小学校(校舎)	○	○		1290.90㎡	528人	
	清水小学校(体育館)	○	○		575.00㎡	230人	
	清水中学校(校舎)	○	○	○	2592.50㎡	1,048人	
	清水中学校(体育館)	○	○		1024.30㎡	411人	
	市民体育館	○	○	○	1840.40㎡	739人	
	きらら清水保育園	○	○		869.20㎡	356人	
	中央公民館	○	○		375.20㎡	153人	
三崎地区	三崎地区防災コミュニティセンター	○	○		187.80㎡	76人	
	三崎保育園	○	○		168.10㎡	67人	
下川口地区	下川口地区防災コミュニティセンター	○	○	○	582.40㎡	242人	
	旧宗呂小学校(体育館)	○	○		357.00㎡	143人	
	下川口保育園	○	○		104.20㎡	44人	
	計				13426.60㎡	5,437人	

避難者想定 5,836人(R2.3末時点)

【津波緊急避難場所】

区分	地区名	津波到達 予想時間	避難場所	備考
下ノ加江	立石	28分	大久保の上 山の神の上の高台 八幡宮 墓地	
	東谷	12分	高手神社の上 東谷第3団地(市営住宅)の公園 智円寺上の市道 東谷共同作業所	
	布郷	14分	沖操宅の上 横山誠宅前の山 西光寺の上 三次郎谷 橋不二男宅庭 熊井儀行宅裏山 山脇雪春宅裏山 天満宮 高嶽山の上 墓地下	
	布浦	8分	西光寺の上 天満宮	
	下浦	10分	下ノ加江市民センター裏山 下ノ加江地区防災コミュニティセンター カルト谷	
	船場	13分	下ノ加江市民センター裏山 小山 上若宮宮 下若宮宮	
	小方	19分	お墓 下ノ加江保育園の上 旧坂本医院の上(安田宅裏山) 橋本幸三宅上 薬師寺	
	市野々	28分	観音山 小川(コガ) 下地区急傾上 ナカマエ 集会所裏山 安田實・安田資招宅裏山	
	長野	13分	鍵掛防災倉庫 お墓 お墓の上 観音さん 摺木谷急傾上 馬路上水タンク 八坂神社 木下宅倉庫上	
	鍵掛	15分	鍵掛集会所	
	久百々	13分	久百々防災倉庫 パイロット お墓 水槽	

区分	地区名	津波到達 予想時間	避難場所	備考
半島	大岐	16分	垣坪神社の上	
			東ノ段	
			西ノ段	
			大岐津波避難タワー	
			内沢	
			念西寺の上	
	以布利	12分	すみだ	
			白皇神社	
			土佐清水市消防署	
			橋田宅裏	
			障害者支援施設 太陽の家	
			障害者福祉サービス事業所 たいよう	
			旧三鉢生コン跡	
			上ダバ	
			甚太谷口	
			特別養護老人ホーム しおさい	
窪津	10分	金刀比羅宮		
		ハナダバ		
		以布利ダム管理事務所		
		加久見広畑線		
		西松		
		上駄馬		
足摺岬	22分	お宮		
		まるやま		
		たかせの裏山		
		火び消し		
		海蔵院		
		弘瀬の上		
		尾川の上		
		仁淀建設駐車場		
		足摺岬小学校		
		旧足摺岬保育園		
		金剛福寺下駐車場		
松尾	8分	山田稲男広場		
		市営東駐車場		
		千崎広場		
		堂ヶ森		
		診療所西駐車場		
		灘公園		
		山下亭前		
		足摺サニーサイドホテル入口		
		旧松尾小学校		
		吉福邸前駐車場		
		山下商店前		
若宮神社前				
中川豆腐店前				
中村雄二宅跡				
田中木工所				
萩本駐車場				
旧松尾保育園庭				
田中花恵宅跡				
天満宮				

区分	地区名	津波到達 予想時間	避難場所	備考
半島	大浜	18分	県道四十代 ドウショウ坂 寺上 ウエノコ ヒビケシ山 長崎(1) 長崎(2)	
	中浜	14分	岡駄場 旧中浜保育園 黒石 山崎 芝の内駄場 小森 西の駄場 トウバイ 中浜小学校	
	浦尻	11分	ニツチ山 浦尻公会堂上の畑 以布利谷 上原吾一宅裏山 中平公文宅上の山 八坂神社	
	厚生町	14分	スカイライン上 土佐清水市斎場	
	加久見	12分	足摺環境衛生入口 宮本建設裏山 清水高校裏山 加久見防災倉庫 馬路 潮江山 宝山 ミヤノコ 城山 水槽タンク	
	養老	12分	旧養老小学校・あんきな家 55人組 中の駄場	
	松崎	18分	天崎神社の上 木のくじら 西村宅の上 榎 山下宅庭 墓地 木下 旧養老小学校・あんきな家	

区分	地区名	津波到達 予想時間	避難場所	備考
市街地	小江町 浜町 西町 汐見町 越前町 戎町 市場町 本町 栄町 寿町 幸町 天神町 中央町 元町 旭町	9分 9分 9分 14分 17分 9分 12分 9分 12分 16分 18分 14分 11分 11分 12分	社会福祉センター(避難ビル)	
			パールビル(避難ビル)	
			西牧山	
			金比羅山	
			つつじヶ丘公園	
			墓地下	
			恵比須神社の上	
			尾浦	
			地藏谷	
			第一避難所	
			播磨水産の奥	
			琴平宮	
			墓地駐車場	
			宮口宅付近	
			市役所上	
			清水小学校	
			都計	
			NTT西日本土佐清水電話交換所(避難ビル)	
			山神町	
			寺山	
蓮光寺				
旭ヶ丘				
水呉				
鹿島ヶ丘				
緑ヶ丘	13分	畑 市営住宅付近 市営住宅跡地		
三崎	三崎浦	15分	市営住宅	
			桜山 五代地南 五代地北 市民センター裏山	
	竜串	17分	オレンジ園 千尋入り口 禊田 海のギャラリー裏山 千尋岬展望所 鎌田	
			オレンジ園 仲間屋敷 サコ畑 榎田	
	爪白	16分	オレンジ園 平ノ段区長場 天皇神社上 日吉神社	
	平ノ段	18分	天満宮裏山 荒神山 五代地北	
	下ノ段	22分	西光寺 川島さん宅空地 天満宮	
	下益野	29分	倉松信雄宅裏山	
浜益野	14分			

区分	地区名	津波到達 予想時間	避難場所	備考
下川口	下川口郷	19分	横吹峠	
			天満宮横	
			天満宮上	
			経塚さん	
			忠魂墓地	
	下川口浦	15分	横吹峠	
			春日神社	
	片粕	15分	垣の内谷川堰堤 片粕集会所上	
	齒朶ノ浦	27分	裏山西 裏山東	
	貝ノ川郷	19分	梶ヶ谷	
			西平山	
			中村屋敷	
タビラ				
ボウの山中				
ボウの山① ボウの山②				
貝ノ川浦	9分	港山の上		
		那須裏山		
		一本松		
		恵比寿神社		
		お墓東 中村屋敷		
大津	25分	宮本台枝宅		
		新谷賢二宅裏山		
		道路のハナ		
		山下君子宅裏山(アサビラキ)		

土佐清水市人口世帯一覽表

令和3年3月末

地区名	世帯数	男	女	人口
下ノ加江	816	672	767	1,439
半島	2,853	2,424	2,719	5,143
市街地	2,023	1,747	1,939	3,686
三崎	876	748	842	1,590
下川口	544	449	483	932
合計	7,112	6,040	6,750	12,790

【下ノ加江地区】

No.	地区名	世帯数	男	女	人口
1	立石	25	18	26	44
2	東谷	38	26	34	60
3	布郷	81	54	66	120
4	布浦	81	63	71	134
5	下浦	252	214	246	460
6	船場	46	50	48	98
7	小方	58	45	64	109
8	市野々	54	46	57	103
9	市野瀬	37	27	31	58
10	大川内	5	3	5	8
11	長野	66	64	59	123
12	鍵掛	38	33	34	67
13	久百々	34	28	25	53
14	大八	1	1	1	2
計	816	672	767	1,439	

【半島地区】

No.	地区名	世帯数	男	女	人口
1	大岐	177	145	154	299
2	以布利	258	236	260	496
3	しおさい	99	25	74	99
4	窪津	219	197	207	404
5	津呂	124	105	132	237
6	足摺岬	295	242	281	523
7	松尾	207	149	185	334
8	大浜	115	82	103	185
9	中浜	279	243	264	507
10	浦尻	231	198	221	419
11	太陽の家	31	19	12	31
12	厚生町	23	20	26	46
13	加久見	124	110	127	237
14	加久見新町	43	41	38	79
15	加久見入沢町	56	51	53	104
16	横道	11	5	9	14
17	養老	82	59	59	118
18	松崎	76	57	63	120
19	グリーンハイツ	403	440	451	891
計	2,853	2,424	2,719	5,143	

【市街地地区】

No.	地区名	世帯数	男	女	人口
1	戒町	86	78	68	146
2	市場町	84	61	83	144
3	本町	84	63	85	148
4	栄町	125	108	131	239
5	寿町	76	65	72	137
6	小江町	105	88	83	171
7	浜町	44	38	34	72
8	汐見町	264	225	239	464
9	越前町	146	120	148	268
10	幸町	91	78	84	162
11	天神町	106	88	106	194
12	中央町	55	40	51	91
13	元町	159	141	145	286
14	旭町	314	281	295	576
15	緑ヶ丘	129	101	118	219
16	西町	3	1	3	4
17	清水ヶ丘	152	171	194	365
計	2,023	1,747	1,939	3,686	

【三崎地区】

No.	地区名	世帯数	男	女	人口
1	三崎浦	219	174	219	393
2	竜串	108	89	103	192
3	爪白	53	45	50	95
4	平ノ段	77	63	64	127
5	下ノ段	122	122	118	240
6	斧積	52	39	58	97
7	上野	90	74	83	157
8	下益野	126	126	121	247
9	浜益野	29	16	26	42
計	876	748	842	1,590	

【下川口地区】

No.	地区名	世帯数	男	女	人口
1	下川口郷	108	82	91	173
2	下川口浦	116	108	111	219
3	片粕	14	13	17	30
4	齒朶ノ浦	6	3	4	7
5	貝ノ川郷	39	27	35	62
6	貝ノ川浦	39	30	40	70
7	大津	39	28	24	52
8	鳥淵	9	2	8	10
9	鉾ノ平	1	1	0	1
10	藤ノ川	7	7	3	10
11	坂井	5	6	6	12
12	有永	6	5	6	11
13	珠々玉	3	2	2	4
14	木ノ川	1	1	0	1
15	宗呂上	70	65	70	135
16	宗呂下	73	63	59	122
17	松山	1	1	1	2
18	横峯	7	5	6	11
計	544	449	483	932	

土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩落)

令和3年3月現在

指定箇所数	294箇所
-------	-------

No.	整理番号	地区名	警戒場所(公示箇所名)	指定
1	I-4059	立石	立石東	R2.7.10
2	I-4060	立石	立石西	R2.7.10
3	I-4061	布	東谷(2)	R2.7.10
4	I-4062	布	布東谷(東)	R2.7.10
5	I-4063	布	布東谷(西)	R2.7.10
6	I-4064	布	布高手	R2.7.10
7	I-4065	布	布郷	R2.7.10
8	I-4066	布	神母原(1)	R2.7.10
9	I-4068	布	布浦(南)	R2.7.10
10	I-4069	布	三次郎谷	R2.7.10
11	I-4070	下ノ加江	下浦(南)	R2.7.10
12	I-4071	下ノ加江	下浦	R2.7.10
13	I-4072	下ノ加江	船場(南)	R2.7.10
14	I-4073	下ノ加江	船場(1)	R2.7.10
15	I-4074	下ノ加江	船場(2)	R2.7.10
16	I-4075	下ノ加江	小方(1)	R2.7.10
17	I-4076	下ノ加江	市野々(北)	R2.7.10
18	I-4077	下ノ加江	市野々(1)	R2.7.10
19	I-4078	下ノ加江	長野上	R2.7.10
20	I-4079	下ノ加江	長野下(1)	R2.7.10
21	I-4080	下ノ加江	長野下(2)	R2.7.10
22	I-4081	下ノ加江	長野(1)	R2.7.10
23	I-4082	下ノ加江	大川内(1)	R2.7.10
24	I-4083	鍵掛及び下ノ加江	鍵掛(1)	R2.7.10
25	I-4084	久百々	久百々	R2.7.10
26	I-4085	大岐	浜垣	R2.7.10
27	I-4086	大岐	本奈呂	R2.7.10
28	I-4087	以布利	以布利(北)	R2.7.10
29	I-4088	以布利	以布利(1)	R2.7.10
30	I-4089	以布利	以布利(2)	H27.12.22
31	I-4090	以布利	以布利(中)	R2.7.10
32	I-4091	以布利	以布利和須谷	R2.7.10
33	I-4092	以布利	以布利(4)	R2.7.10
34	I-4093	以布利	以布利(5)	H29.3.17
35	I-4094	以布利	以布利西	R2.7.10

No.	整理番号	地区名	警戒場所(公示箇所名)	指定
36	I-4095	窪津	窪津(北)	H27.12.22
37	I-4096	窪津	窪津(南)	H27.12.22
38	I-4097	足摺岬	足摺峠(2)	H31.4.16
39	I-4098	足摺岬	足摺(東)	H31.4.16
40	I-4099	足摺岬	足摺(南)	R2.7.10
41	I-4100	足摺岬	足摺(2)	R2.7.10
42	I-4101	足摺岬	足摺(西)	R2.7.10
43	I-4102	足摺岬	大岩	H31.4.16
44	I-4103	足摺岬	大戸(2)	H31.4.16
45	I-4104	足摺岬	大戸(3)	H31.4.16
46	I-4105	足摺岬及び松尾	大戸(1)	R2.7.10
47	I-4106	松尾	天神	R2.7.10
48	I-4107	松尾	松尾中	H31.4.16
49	I-4108	松尾	松尾(1)	H31.4.16
50	I-4109	松尾	松尾(2)	H31.4.16
51	I-4110	大浜	大浜(1)	H26.9.16
52	I-4111	大浜	大浜東	H26.9.16
53	I-4112	大浜及び中浜	大浜西	R2.7.10
54	I-4113	大浜	大浜(中)	H26.9.16
55	I-4114	中浜	中浜(1)	R2.7.10
56	I-4115	中浜	中浜(2)	R2.7.10
57	I-4116	中浜	東谷	H26.9.16
58	I-4117	中浜	中の浜(東)	R2.7.10
59	I-4118	中浜	中ノ浜	R2.7.10
60	I-4119	中浜	中の浜(中)	R2.7.10
61	I-4120	中浜	中の浜(西)	R2.7.10
62	I-4121	中浜	川西	R2.7.10
63	I-4122	浦尻及び厚生町	厚生町(1)	H26.9.16
64	I-4123	浦尻	小碓	H26.9.16
65	I-4124	浦尻	浦尻(8)	H29.3.17
66	I-4125	浦尻	浦尻(2)	H26.9.16
67	I-4126	浦尻及びグリーンハイツ	浦尻(3)	H26.9.16
68	I-4127	浦尻	浦尻	H23.9.30
69	I-4128	グリーンハイツ及び浦尻	グリーンハイツ	H27.12.22
70	I-4129	浦尻及び緑ヶ丘	緑ヶ丘(1)	H26.9.16
71	I-4130	旭町、浦尻及び緑ヶ丘	旭町(1)	H26.9.16
72	I-4131	旭町及び浦尻	旭町(2)	H26.9.16
73	I-4132	旭町及び浦尻	旭町(3)	H26.9.16
74	I-4133	旭町及び浦尻	鹿児ヶ丘	H26.9.16
75	I-4134	市場町、戎町、清水及び本町	戎町(1)	H26.9.16
76	I-4135	市場町、寿町、栄町及び清水	市場町	H26.9.16
77	I-4136	小江町、寿町及び清水	小江町(1)	H26.9.16

No.	整理番号	地区名	警戒場所(公示箇所名)	指定
78	I-4137	小江町、清水及び浜町	小江町(2)	H26.9.16
79	I-4138	元町	元町	H26.9.16
80	I-4139	元町	元町北	H29.3.17
81	I-4140	幸町、清水及び天神町	幸町	H26.9.16
82	I-4141	越前町、加久見入 沢町、汐見町及び清水	汐見町	H26.9.16
83	I-4142	加久見入沢町	加久見入沢町(3)	H29.3.17
84	I-4143	加久見	加久見南	H26.9.16
85	I-4144	加久見及び加久見 新町	加久見東	H26.9.16
86	I-4145	加久見	加久見(1)	H26.9.16
87	I-4146	加久見	加久見タカラ山	H26.9.16
88	I-4147	加久見	加久見西	H26.9.16
89	I-4148	以布利及び加久見	広畑(東)	R2.7.10
90	I-4149	加久見	広畑(西)	H26.9.16
91	I-4150	横道	横道(1)	R2.7.10
92	I-4151	養老	養老(東)	H29.3.17
93	I-4152	養老	養老(西)	H29.3.17
94	I-4153	養老	養老(1)	H29.3.17
95	I-4154	加久見	松崎東	H29.3.17
96	I-4155	加久見	松崎南	H29.3.17
97	I-4156	加久見	松崎北	H29.3.17
98	I-4158	下益野	下益野東	R2.7.10
99	I-4159	下益野	下益野(西)	R2.7.10
100	I-4160	下益野	浜益野	R2.7.10
101	I-4161	上野	上野(東)	R2.7.10
102	I-4162	上野	上野(1)	R2.7.10
103	I-4163	上野	上野西	R2.7.10
104	I-4164	斧積	斧積(2)	R2.7.10
105	I-4165	三崎	下ノ段	R2.7.10
106	I-4166	三崎浦一丁目	三崎(6)	R2.7.10
107	I-4167	竜串、三崎、三崎 浦三丁目及び三崎浦四丁目	三崎(1)	R2.7.10
108	I-4168	竜串及び三崎	竜串南	R2.7.10
109	I-4169	竜串及び三崎	竜串東	R2.7.10
110	I-4170	竜串及び三崎	竜串(2)	R2.7.10
111	I-4171	竜串及び三崎	竜串	R2.7.10
112	I-4172	三崎	平ノ段	R2.7.10
113	I-4173	爪白	爪白	R2.7.10
114	I-4174	下川口	下川口浦	H29.3.17
115	I-4175	下川口	下川口	H23.9.30
116	I-4176	下川口	下川口郷	H29.3.17
117	I-4177	下川口	下川口西	H29.3.17
118	I-4178	宗呂	宗呂下	H29.3.17
119	I-4179	宗呂	宗呂中	H29.3.17

No.	整理番号	地区名	警戒場所(公示箇所名)	指定
120	I-4180	宗呂	宗呂上	H29.3.17
121	I-4181	宗呂丙	下馬場	H31.4.16
122	I-4182	片粕	片粕	H29.3.17
123	I-4183	貝ノ川	貝ノ川(1)	H29.3.17
124	I-4184	貝ノ川	貝ノ川浦	H29.3.17
125	I-4185	貝ノ川	貝ノ川郷	H29.3.17
126	I-4186	貝ノ川	貝ノ川(東)	H29.3.17
127	I-4187	貝ノ川	貝ノ川(西)	H29.3.17
128	I-4188	大津	大津南	H29.3.17
129	I-4189	大津	大津(東)	H29.3.17
130	I-4190	大津	大津(西)	H29.3.17
131	I-4191	大津	脇ノ川(1)	H31.4.16
132	I-4192	足摺岬	足摺	R2.7.10
133	I-4193	天神町	天神町	H26.9.16
134	II-8352	立石	立石(1)	R2.7.10
135	II-8353	立石	立石(2)	R2.7.10
136	II-8354	立石	立石(3)	R2.7.10
137	II-8355	布	布	R2.7.10
138	II-8356	布	神母原(2)	R2.7.10
139	II-8357	布	長笹	R2.7.10
140	II-8358	下ノ加江	幸増	R2.7.10
141	II-8359	下ノ加江	家路川(1)	R2.7.10
142	II-8360	下ノ加江	家路川(2)	R2.7.10
143	II-8361	下ノ加江	市野瀬(1)	R2.7.10
144	II-8362	下ノ加江	市野瀬(2)	R2.7.10
145	II-8363	下ノ加江	市野瀬(3)	R2.7.10
146	II-8364	下ノ加江	市野々(2)	R2.7.10
147	II-8365	下ノ加江	市野々(3)	R2.7.10
148	II-8366	下ノ加江	市野々(4)	R2.7.10
149	II-8367	下ノ加江	市野々(5)	R2.7.10
150	II-8368	下ノ加江	市野々(6)	R2.7.10
151	II-8369	下ノ加江	長野中	R2.7.10
152	II-8370	下ノ加江	長野(7)	R2.7.10
153	II-8371	下ノ加江	長野(2)	R2.7.10
154	II-8372	下ノ加江	長野(3)	R2.7.10
155	II-8373	下ノ加江	長野(4)	R2.7.10
156	II-8374	下ノ加江	長野(5)	R2.7.10
157	II-8375	下ノ加江	長野(6)	R2.7.10
158	II-8376	下ノ加江	大川内(2)	R2.7.10
159	II-8377	鍵掛	鍵掛(2)	R2.7.10
160	II-8378	大岐	浜垣(2)	R2.7.10
161	II-8379	大岐	大岐(1)	R2.7.10

No.	整理番号	地区名	警戒場所(公示箇所名)	指定
162	Ⅱ－8380	大岐	大岐(2)	R2.7.10
163	Ⅱ－8381	以布利	大岐(3)	R2.7.10
164	Ⅱ－8382	窪津	権現	R2.7.10
165	Ⅱ－8383	窪津	津呂(1)	R2.7.10
166	Ⅱ－8384	窪津	津呂(2)	H31.4.16
167	Ⅱ－8385	津呂	津呂(3)	R2.7.10
168	Ⅱ－8390	足摺岬	赤碓	R2.7.10
169	Ⅱ－8391	足摺岬	足摺峠(3)	R2.7.10
170	Ⅱ－8392	足摺岬	足摺峠(4)	R2.7.10
171	Ⅱ－8393	足摺岬	足摺峠(5)	R2.7.10
172	Ⅱ－8394	松尾	足摺峠(1)	H31.4.16
173	Ⅱ－8395	大浜及び松尾	弘川	R2.7.10
174	Ⅱ－8396	大浜	大浜(2)	H26.9.16
175	Ⅱ－8397	大浜及び中浜	大浜(3)	R2.7.10
176	Ⅱ－8398	大浜及び中浜	大浜(4)	R2.7.10
177	Ⅱ－8399	中浜	中浜(3)	H26.9.16
178	Ⅱ－8400	中浜	中浜(4)	H26.9.16
179	Ⅱ－8401	中浜	中浜(5)	R2.7.10
180	Ⅱ－8402	浦尻及び厚生町	厚生町(2)	H26.9.16
181	Ⅱ－8403	浦尻及び緑ヶ丘	緑ヶ丘(2)	H26.9.16
182	Ⅱ－8404	清水	浦尻(6)	H27.12.22
183	Ⅱ－8405	浦尻及び清水	浦尻(7)	H27.12.22
184	Ⅱ－8406	浦尻	浦尻(4)	H26.9.16
185	Ⅱ－8407	浦尻	浦尻(5)	H26.9.16
186	Ⅱ－8408	旭町及び浦尻	旭町(4)	H26.9.16
187	Ⅱ－8409	旭町及び浦尻	旭町(5)	H26.9.16
188	Ⅱ－8410	旭町	旭町(6)	H26.9.16
189	Ⅱ－8411	戎町及び清水	戎町(2)	H26.9.16
190	Ⅱ－8412	小江町、清水及び浜町	小江町(3)	H26.9.16
191	Ⅱ－8413	小江町及び清水	小江町(4)	H26.9.16
192	Ⅱ－8414	越前町及び清水	越前町	H26.9.16
193	Ⅱ－8415	加久見入沢町及び清水	加久見入沢町(1)	H26.9.16
194	Ⅱ－8416	加久見、加久見入沢町及び清水	加久見入沢町(2)	H26.9.16
195	Ⅱ－8417	加久見新町	加久見入沢町(4)	H29.3.17
196	Ⅱ－8418	加久見及び加久見入沢町	加久見新町(1)	H26.9.16
197	Ⅱ－8419	加久見、加久見入沢町及び加久見新町	加久見新町(2)	H26.9.16
198	Ⅱ－8420	加久見及び加久見新町	加久見新町(3)	H26.9.16
199	Ⅱ－8421	加久見	加久見(2)	H26.9.16
200	Ⅱ－8422	加久見	加久見(3)	H26.9.16
201	Ⅱ－8423	加久見	加久見(4)	H26.9.16
202	Ⅱ－8424	加久見	加久見(5)	H26.9.16
203	Ⅱ－8425	横道	大串(4)	H31.4.16

No.	整理番号	地区名	警戒場所(公示箇所名)	指定
204	Ⅱ－8426	横道	大串(1)	R2.7.10
205	Ⅱ－8427	横道	岩風呂山	R2.7.10
206	Ⅱ－8428	横道	鴨ヶ岩(1)	R2.7.10
207	Ⅱ－8430	横道	上ヶ市	R2.7.10
208	Ⅱ－8431	横道	横道(2)	R2.7.10
209	Ⅱ－8432	加久見	加久見(6)	H26.9.16
210	Ⅱ－8433	養老	養老(2)	H29.3.17
211	Ⅱ－8434	養老	養老(3)	H29.3.17
212	Ⅱ－8435	加久見	松崎(1)	H29.3.17
213	Ⅱ－8436	加久見	松崎(2)	H29.3.17
214	Ⅱ－8437	下益野	木野子畑(1)	R2.7.10
215	Ⅱ－8438	上野	上野(2)	R2.7.10
216	Ⅱ－8439	下益野及び三崎	三崎(4)	R2.7.10
217	Ⅱ－8440	三崎	三崎(2)	R2.7.10
218	Ⅱ－8441	三崎	三崎(3)	R2.7.10
219	Ⅱ－8442	三崎	三崎(7)	R2.7.10
220	Ⅱ－8443	三崎	三崎(8)	R2.7.10
221	Ⅱ－8444	三崎浦一丁目	三崎(9)	R2.7.10
222	Ⅱ－8445	三崎浦一丁目	三崎(10)	R2.7.10
223	Ⅱ－8446	三崎	三崎(11)	R2.7.10
224	Ⅱ－8447	竜串、三崎、三崎 浦三丁目及び三崎浦四丁目	竜串(6)	R2.7.10
225	Ⅱ－8448	竜串及び三崎	竜串(7)	R2.7.10
226	Ⅱ－8449	竜串及び三崎	竜串(3)	R2.7.10
227	Ⅱ－8450	竜串及び三崎	竜串(4)	R2.7.10
228	Ⅱ－8451	竜串及び三崎	竜串(5)	R2.7.10
229	Ⅱ－8452	斧積	斧積(3)	H31.4.16
230	Ⅱ－8453	三崎	平ノ段(2)	R2.7.10
231	Ⅱ－8454	下川口	遠奈呂(1)	H31.4.16
232	Ⅱ－8455	下川口	遠奈呂(2)	H31.4.16
233	Ⅱ－8456	宗呂丙	木ノ辻	H31.4.16
234	Ⅱ－8457	下川口	下川口郷北	H29.3.17
235	Ⅱ－8458	宗呂丙	小駄馬(1)	H31.4.16
236	Ⅱ－8459	宗呂丙	小駄馬(2)	H31.4.16
237	Ⅱ－8460	宗呂丙	下場馬	H31.4.16
238	Ⅱ－8461	宗呂丙	木ノ川(1)	H31.4.16
239	Ⅱ－8462	宗呂丙	木ノ川(2)	H31.4.16
240	Ⅱ－8463	有永	珠々玉	H31.4.16
241	Ⅱ－8464	有永	珠々玉南	H31.4.16
242	Ⅱ－8465	有永	有永南	H31.4.16
243	Ⅱ－8466	有永	長私(1)	H31.4.16
244	Ⅱ－8467	有永	長私(2)	H31.4.16
245	Ⅱ－8468	有永	荒神田	H31.4.16

No.	整理番号	地区名	警戒場所(公示箇所名)	指定
246	Ⅱ－8469	片粕	片粕西	H29.3.17
247	Ⅱ－8470	貝ノ川及び片粕	齒朶浦	H29.3.17
248	Ⅱ－8471	貝ノ川	松山(1)	H31.4.16
249	Ⅱ－8472	貝ノ川	松山(2)	H31.4.16
250	Ⅱ－8473	貝ノ川	貝ノ川(2)	H29.3.17
251	Ⅱ－8474	大津	大津	H29.3.17
252	Ⅱ－8475	大津	脇ノ川(2)	H31.4.16
253	Ⅱ－8476	宗呂甲	藤ノ川(1)	H31.4.16
254	Ⅱ－8477	宗呂甲	藤ノ川(2)	H31.4.16
255	Ⅱ－8478	宗呂甲	藤ノ川(3)	H31.4.16
256	Ⅱ－8479	宗呂甲	藤ノ川(4)	H31.4.16
257	Ⅱ－8509	布	ツルベ谷	R2.7.10
258	Ⅱ－8510	加久見	松崎(3)	H29.3.17
259	Ⅲ－374	浦尻及び緑ヶ丘	緑ヶ丘(3)	H26.9.16
260	Ⅲ－375	以布利	以布利(3)	R2.7.10
261	Ⅲ－376	小江町、清水及び浜町	小江町(5)	H26.9.16
262	Ⅲ－377	加久見及び養老	加久見(7)	H26.9.16
263	Ⅲ－378	加久見	加久見(8)	H26.9.16
264	Ⅲ－379	横道	大串(2)	R2.7.10
265	Ⅲ－380	横道	大串(3)	R2.7.10
266	Ⅲ－381	横道	鴨ヶ岩(2)	R2.7.10
267	Ⅲ－382	下益野	落窪	R2.7.10
268	Ⅲ－383	下益野	中益野(1)	R2.7.10
269	Ⅲ－384	下益野	中益野(2)	R2.7.10
270	Ⅲ－385	下益野	木野子畑(2)	R2.7.10
271	Ⅲ－386	下益野	下益野(1)	R2.7.10
272	Ⅲ－387	上野及び下益野	下益野(2)	R2.7.10
273	Ⅲ－388	下益野	三崎(5)	R2.7.10
274	Ⅲ－389	上野	上野(3)	R2.7.10
275	Ⅲ－390	上野	高畑	R2.7.10
276	Ⅲ－391	上野	斧積(1)	R2.7.10
277	Ⅲ－392	斧積	斧積(4)	R2.7.10
278	Ⅳ－209001	窪津	開(1)	R2.7.10
279	Ⅳ－209002	窪津	開(2)	R2.7.10
280	Ⅳ－209003	下ノ加江	小方(2)	R2.7.10
281	Ⅳ－209004	下益野	下益野北	R2.7.10
282	Ⅳ－209005	養老	養老北	R2.11.17
283	Ⅳ－209006	宗呂丙	木ノ辻東	R2.11.17
284	Ⅳ－209007	大津	銚ノ平	R2.11.17
285	Ⅳ－209008	大津	鳥淵	R2.11.17
286	Ⅳ－209009	片粕	片粕北	R2.11.17
287	Ⅳ－209010	爪白	爪白北	R2.7.10

No.	整理番号	地区名	警戒場所(公示箇所名)	指定
288	IV-209011	三崎	平ノ段(3)	R2.7.10
289	IV-209012	三崎	三崎(12)	R2.7.10
290	IV-209013	横道	横道(3)	R2.7.10
291	IV-209014	以布利	以布利(6)	R2.7.10
292	IV-209015	加久見入沢町	加久見入沢町(5)	R2.11.17
293	IV-209016	清水	浦尻(9)	R2.11.17
294	IV-209017	足摺岬	大岩(2)	R2.7.10

土砂災害警戒区域(土石流)

令和3年3月現在

指定箇所数	190箇所
-------	-------

No.	整理番号	地区名	警戒場所(公示箇所名)	指定
1	209-92-201	有永	クボノ谷古川(1)	H31.4.16
2	209-92-202	有永	クボノ谷古川(2)	H31.4.16
3	209-92-203	有永	クボノ谷川	H31.4.16
4	209-92-204	有永	奥ノ谷川(3)	H31.4.16
5	209-93-001	下ノ加江	立石南川	R2.7.10
6	209-93-002	布	谷頭谷川	H29.3.17
7	209-93-003	布	市ヶ谷川	R2.7.10
8	209-93-004	下ノ加江	カルト谷川	R2.7.10
9	209-93-005	下ノ加江	八坂谷川	R2.7.10
10	209-93-006	下ノ加江	小山谷川	R2.7.10
11	209-93-007	下ノ加江	清水谷川及び支川(1)	R2.7.10
12	209-93-008	下ノ加江	清水谷川及び支川(2)	R2.7.10
13	209-93-009	下ノ加江	谷田川	H23.9.30
14	209-93-010	下ノ加江	西峠山谷川 土石流	H29.3.17
15	209-93-011	下ノ加江	沢	H29.3.17
16	209-93-012	下ノ加江	野々木谷川	H29.3.17
17	209-93-013	下ノ加江	長野川(1)	R2.7.10
18	209-93-014	下ノ加江	正谷川	R2.7.10
19	209-93-015a	下ノ加江	摺木谷川	R2.7.10
20	209-93-015b	下ノ加江	摺木谷川(2)	R2.7.10
21	209-93-015c	下ノ加江	摺木谷川(3)	R2.7.10
22	209-93-016	下ノ加江	杉谷川	R2.7.10
23	209-93-017	下ノ加江	常ヶ谷川	R2.7.10
24	209-93-201	以布利	カンスケ谷川	R2.7.10
25	209-93-202	以布利	正中谷川	H29.3.17
26	209-93-203	窪津	市野瀬	H29.3.17
27	209-93-204	窪津	中河内谷川	R2.7.10
28	209-93-205	窪津	谷口川	H29.3.17
29	209-93-206	浦尻	市野々川	R2.7.10
30	209-93-207	下ノ加江	長野川(2)	R2.7.10
31	209-93-208	鍵掛	彌次郎谷川	H27.12.22
32	209-93-209	久百々	久百々(1)	R2.7.10
33	209-93-210	久百々	久百々(2)	R2.7.10
34	209-94-001	養老	ドウノオク川	R2.7.10
35	209-94-201	立石	立石川	R2.7.10

No.	整理番号	地区名	警戒場所(公示箇所名)	指定
36	209-96-001	爪白及び三崎	爪白川	H31.4.16
37	209-96-002	爪白	西の谷川	H31.4.16
38	209-96-003	下川口	奥の谷川	H23.9.30
39	209-96-004	下川口	恵比須谷川	H29.3.17
40	209-96-005	下川口及び宗呂	宮野川	H31.4.16
41	209-96-006	宗呂	宗呂下南川	H29.3.17
42	209-96-007	宗呂	宗呂下北川	H29.3.17
43	209-96-008	宗呂	藤原谷川	H31.4.16
44	209-96-010	片粕	オンボ谷川	H29.3.17
45	209-96-011	貝ノ川	港谷	H29.3.17
46	209-96-012	貝ノ川	コガノ谷	H29.3.17
47	209-96-013	貝ノ川	奥ノ谷川(2)	H29.3.17
48	209-96-014	貝ノ川	貝ノ川郷	H29.3.17
49	209-96-015	貝ノ川	田平谷川	H29.3.17
50	209-96-016	大津	白皇川	H29.3.17
51	209-96-017	大津	大津川	H29.3.17
52	209-96-018	大津	小谷川(1)	H29.3.17
53	209-96-201	三崎	平ノ段	R2.7.10
54	209-96-202	下川口	遠奈呂	H31.4.16
55	209-96-203	下川口	遠奈呂川	H31.4.16
56	209-96-204	宗呂	木の辻川	H31.4.16
57	209-96-205	下川口	樋ノ口谷川	H29.3.17
58	209-96-206	宗呂	イノ谷川	H29.3.17
59	209-96-207	宗呂	谷ノ前川	H31.4.16
60	209-96-208	片粕	垣の内谷川	H29.3.17
61	209-96-209	片粕	片粕	H29.3.17
62	209-96-210	貝ノ川	西谷川	H31.4.16
63	209-96-211	貝ノ川	シュロウ谷	H31.4.16
64	209-96-212	宗呂	藤ノ川	H31.4.16
65	209-96-213	宗呂	奥の谷川(2)	H31.4.16
66	209-96-214	大津	トリプチ谷川	H31.4.16
67	209-96-215	大津	小谷川(2)	H29.3.17
68	209-97-001	大岐	宮ヶ谷川	R2.7.10
69	209-97-002	大岐	和田川	H31.4.16
70	209-97-003	以布利	ツヅラガ谷川	R2.7.10
71	209-97-004	市場町及び本町	奥ノ谷川	H23.9.30
72	209-97-004	以布利	下の谷川	R2.7.10
73	209-97-005	窪津	清水谷川	H29.3.17
74	209-97-006	窪津	萩畠谷川	R2.7.10
75	209-97-007	窪津	菜畠谷川	R2.7.10
76	209-97-008	大浜	奥の川	R2.7.10
77	209-97-009	大浜	大浜川	R2.7.10

No.	整理番号	地区名	警戒場所(公示箇所名)	指定
78	209-97-010a	中浜	東谷川右支川	R2.7.10
79	209-97-010b	中浜	東谷川	R2.7.10
80	209-97-011	中浜	谷前川及び雉子谷 川(1)	H27.12.22
81	209-97-012	中浜	谷前川及び雉子谷 川(2)	H27.12.22
82	209-97-013	厚生町	厚生町谷川	H27.12.22
83	209-97-014	浦尻	大碓谷川(1)	H27.12.22
84	209-97-015	浦尻	大碓谷川(2)	H27.12.22
85	209-97-016	浦尻	小碓川	H27.12.22
86	209-97-017	以布利	浦尻川(1)	H29.3.17
87	209-97-018	浦尻	浦尻川(2)	H29.3.17
88	209-97-019	浦尻及びグリーン ハイツ	ニツ谷川	H31.4.16
89	209-97-022	緑ヶ丘	ナゴヤ谷川	H26.9.16
90	209-97-023	旭町及び浦尻	赤毛川	H26.9.16
91	209-97-026	戒町及び清水	戒谷川	H26.9.16
92	209-97-027	汐見町	汐見谷川	H26.9.16
93	209-97-028	加久見、加久見入 沢町及び清水	オノ谷川(1)	H26.9.16
94	209-97-029	加久見及び加久見 入沢町	オノ谷川(2)	H26.9.16
95	209-97-030	加久見及び加久見 新町	ウマチ谷川	H26.9.16
96	209-97-031	加久見	オロノカ谷川	H29.3.17
97	209-97-032	養老	養老川及び支川(1)	H29.3.17
98	209-97-033	養老	養老川及び支川(2)	H29.3.17
99	209-97-034	養老	西ノ谷川	H29.3.17
100	209-97-035	加久見	クダシ川	H29.3.17
101	209-97-036	加久見	小谷	H29.3.17
102	209-97-037	上野	上野(1)	R2.7.10
103	209-97-038	小江町、清水及び 浜町	浜谷川(1)	H26.9.16
104	209-97-039	小江町、清水及び 浜町	浜谷川(2)	H26.9.16
105	209-97-040	越前町、小江町、寿町、幸町及び清水	西牧山谷川	H26.9.16
106	209-97-202	大岐	大岐	H31.4.16
107	209-97-203	大岐	浜垣	H31.4.16
108	209-97-204	大岐	和田(1)	H31.4.16
109	209-97-205	大岐	和田(2)	H31.4.16
110	209-97-206	大岐	下港山(1)	H31.4.16
111	209-97-207	大岐	下港山(2)	R2.7.10
112	209-97-208	大岐	地藏谷川	R2.7.10
113	209-97-209	以布利	広畑	R2.7.10
114	209-97-210	加久見	広畑谷川	H26.9.16
115	209-97-211	横道	クダシ谷川	H29.3.17
116	209-97-212	清水	呼簪山谷川(1)	H27.12.22
117	209-97-213	清水	呼簪山谷川(2)	H27.12.22
118	209-97-214	浦尻	ミコグラ川	H27.12.22
119	209-97-215	浦尻	浦尻川(3)	H29.3.17

No.	整理番号	地区名	警戒場所(公示箇所名)	指定
120	209-97-216	旭町	旭町川	H29.3.17
121	209-97-216-1	浦尻	中山谷川(1)	H23.9.30
122	209-97-216-2	浦尻	中山谷川(2)	H23.9.30
123	209-97-216-2	浦尻	中山谷川(3)	H23.9.30
124	209-97-218	加久見入沢町	加久見入沢谷川(1)	H26.9.16
125	209-97-219	加久見入沢町	加久見入沢谷川(2)	H26.9.16
126	209-97-220	加久見	加久見	H29.3.17
127	209-97-221	横道	横道川(1)	R2.7.10
128	209-97-222a	横道	クルエ谷川	R2.7.10
129	209-97-222b	横道	クルエ谷川(2)	R2.7.10
130	209-97-223	横道	横道川(2)	H31.4.16
131	209-97-224	横道	ムカセ谷	H29.3.17
132	209-97-225	加久見	中ノ谷川	H29.3.17
133	209-97-226	加久見	落窪	H29.3.17
134	209-97-228	上野	上野(2)	H31.4.16
135	209-97-229	斧積	斧積(1)	H31.4.16
136	209-97-230	斧積	フジ谷川	H31.4.16
137	209-97-231	三崎及び三崎浦三丁目	三崎浦(2)	R2.7.10
138	209-97-232	三崎	三崎浦(3)	H29.3.17
139	209-97-501	大岐	内沢	H31.4.16
140	209-97-502	大岐	和田(3)	H31.4.16
141	209-97-503	大岐	和田(4)	R2.7.10
142	209-97-505	窪津	窪津川	H29.3.17
143	209-97-506	清水	呼簪山谷川(3)	H27.12.22
144	209-97-507	旭町及び浦尻	旭谷川	H26.9.16
145	209-97-508	横道	横道(2)	H29.3.17
146	209-97-509	横道	加久見川(1)	H31.4.16
147	209-97-510	横道	加久見川(2)	H31.4.16
148	209-97-511	横道	加久見川(3)	H31.4.16
149	209-97-512	横道	カクレン谷川	R2.7.10
150	209-97-513	横道	横道(1)	R2.7.10
151	209-97-516	下益野	落窪(2)	H31.4.16
152	209-97-517	下益野	木野子畑(1)	H31.4.16
153	209-97-519	下益野	木野子畑(2)	H31.4.16
154	209-97-520	上野	高畑(1)	R2.7.10
155	209-97-521	上野	高畑(2)	R2.7.10
156	209-97-523	上野	上野(3)	R2.7.10
157	209-97-524	下益野	下益野	H31.4.16
158	209-97-525	三崎	三崎	H31.4.16
159	209-97-526	斧積及び三崎	斧積(2)	H31.4.16
160	209-97-527	三崎	三崎浦(1)	R2.7.10
161	209-98-001	窪津	アマノ谷川	R2.7.10

No.	整理番号	地区名	警戒場所(公示箇所名)	指定
162	209-98-002	窪津	柳谷川	H31.4.16
163	209-98-003	窪津	窪津(1)	R2.7.10
164	209-98-004	窪津及び津呂	戒谷川(2)	H31.4.16
165	209-98-201	窪津及び津呂	窪津(2)	R2.7.10
166	209-98-202	窪津及び津呂	カンソ場谷川	R2.7.10
167	209-98-203	窪津及び津呂	宮ノ谷川	R2.7.10
168	209-98-204	津呂	北谷川	R2.7.10
169	209-98-205	足摺岬及び大谷	トクダニ川	H31.4.16
170	209-98-501	窪津	窪津(3)	H31.4.16
171	209-99-001	足摺岬	ミヤコ谷川	H23.9.30
172	209-99-002	足摺岬	戸田川	R2.7.10
173	209-99-003	足摺岬	戸田川(2)	R2.7.10
174	209-99-004	足摺岬	イタチ川(1)	R2.7.10
175	209-99-005	松尾	天神川	R2.7.10
176	209-99-006	松尾	三千谷川	R2.7.10
177	209-99-007	松尾	女川	R2.7.10
178	209-99-008	松尾	カンチ川	R2.7.10
179	209-99-201	足摺岬	ダイキヨ川	H31.4.16
180	209-99-202	足摺岬	足摺岬(1)	H31.4.16
181	209-99-203	足摺岬	足摺岬(2)	R2.7.10
182	209-99-204	足摺岬	イデ谷川	H31.4.16
183	209-99-205	足摺岬	千崎川	R2.7.10
184	209-99-206	足摺岬	イタチ川(2)	R2.7.10
185	209-99-207	大浜及び松尾	松尾山谷川	R2.7.10
186	209-99-501	足摺岬	足摺岬(3)	H31.4.16
187	209-99-502	足摺岬	足摺岬(4)	H31.4.16
188	209-99-503	足摺岬	切詰川	R2.7.10
189	209-99-504	足摺岬	足摺岬(5)	H31.4.16
190	209-99-505	足摺岬	ショウノウ川	R2.7.10